

平成29年9月12日

報道関係各位

南島原市議会定例会開会 市長が開会あいさつを行いました

平成29年第3回南島原市議会定例会が開会し、市長が開会あいさつ
を行いました。

開会あいさつの原稿を提供いたします。

担当部署	総務部 総務課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

平成 29 年第 3 回南島原市議会定例会市長開会あいさつ

おはようございます。本日ここに、平成 29 年第 3 回南島原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

説明に入ります前に、このたび、^{あきしのみやまこ}秋篠宮眞子内親王殿下の御婚約御内定との報道がございました。心からお祝い申し上げます。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの市政の重要事項についてご報告を申し上げるとともに、当面する諸課題について所信を申し述べたいと存じます。

【嘱託職員の酒気帯び運転による事故について】

先月 26 日、南有馬衛生センターの嘱託職員が酒気帯び運転により事故を起こし、逮捕されるという不祥事が発生しました。

5 月にも同様の不祥事があり、再発防止に取り組んできた中で、再びこのような事故が起きたことに対し、強い憤りを覚える一方、市長としての責任を強く感じております。

事故の被害に遭われた方は勿論のこと、市民の皆さま、議員の皆さま方に対しましても、再び多大なご迷惑をおかけしましたことに、心から深くお詫び申し上げます。

私は、再三にわたり綱紀粛正の徹底を求めてきた中で、再びこのような不祥事により、市民皆さま方に対しまして、市政への信頼を大きく失墜させたことの責任を重く受け止め、また、その責任の所在を明確にするため、今定例議会に私自身の給料を、1 か月間 10 パーセント減額する条例案を提案しております。

私をはじめ、市役所で働く全職員で常に緊張感を持って職務に専念し、一丸となって市民皆さまの信頼を回復できるように取り組んでまいります。

【世界遺産登録に伴うイコモス現地調査について】

次に、世界遺産登録を目指しています「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のイコモスによる現地調査が、9月4日から14日までの日程で実施されています。

本市においては、9月5日の午後から原城跡の調査が行われ、世界遺産の推薦書どおりの保存管理がなされているか、史跡の価値や歴史が世界遺産登録に相応しいかどうかなど、調査員による厳しいチェックが行われました。

本市といたしましては、これまで南島原市世界遺産登録推進本部や、市民の皆さんで組織されている南島原市世界遺産市民協働会議を中心に、現地調査の準備を進めてまいりました。

調査前には、多くの市民の皆さまによる清掃活動も行われるなど、万全の態勢で臨んだ結果、スムーズに原城跡の調査を終えることができました。この場をお借りしまして、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

調査の結果は、来年の 5 月頃、イコモスによる勧告がなされ、夏に開催される世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定となっています。

今後も世界遺産登録を活用したまちづくりを進め、地域振興を図ってまいりたいと考えていますので、議員の皆さまをはじめ市民の皆さまには引き続きご協力のほど、よろしく願いいたします。

【九州北部豪雨について】

去る、7 月 5 日から発生しました九州北部豪雨につきましては、福岡県朝倉市をはじめ、福岡県、大分県に大きな被害をもたらしました。

あらためまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げ、被災された皆さまに対しお見舞いと、被災地の一日も早い復興を衷心よりお祈り申し上げます。

7 月には、市と市社会福祉協議会との共催により、特に被害の大きかった福岡県朝倉市を支援するためにボランティアバスを計 5 回運行いたしました。

総勢 104 名のボランティアの皆さまにご協力いただき、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

また、先般の議員全員協議会でご説明いたしましたとおり、本市から、福岡県朝倉市、東峰村^{とうほうむら}、大分県日田市に義援金をお送りしております。

【農林水産関係の災害について】

次に、7 月、8 月の豪雨による災害についてですが、現在、農地 44 か所、農業施設 16 か所について、現地を確認し、県へ補助災害申請の手続きを行っております。

関係の皆さまには、営農等を行っていくうえで、大変ご苦労されていることと存じますが、今回計上しております災害復旧費約 1 億 3 千万円に対する予算の議決をいただいた後、国、県の認定を得られ次第、早急に災害復旧工事に着手していきたいと考えております。

また、九州北部豪雨による影響で、倒木等が有明海に流出し、漁業操業に支障が生じる等、大きな問題となっておりますが、国や県と情報交換しながら、漂着物の収集、処分に取り組んでおります。

8 月末までの処分量については、約 10 トンとなっております、今後必要に応じ取り組んでまいります。

【宮中献穀事業について】

次に、宮中献穀事業の一つの節目となる行事「青田祭」につきましては、8月2日、関係者出席の下、滞りなく終了されたところでございます。

今のところ風水害や害虫などの被害もなく、10月9日には、実った稲を刈り取る儀式である^{ぬいぼさい}抜穂祭が行われる予定でございます。

【企業誘致について】

次に、6月30日、旧山口小学校にオープンいたしました「セラク南島原農業IT研究所」につきましては、その後、順調に事業を進められており、現在、地元農家と連携し、ビニールハウス内の気温や湿度、映像などをデータ化し、それを基に農作物の管理を行う実証実験が行われていると伺っております。

このような技術が確立されますと、ゆくゆくは、新規営農者や異業種からの農業参入も見込めるものと考えており、今後の取組に期待をしているところであります。

【国際交流員の退任・着任について】

次に、平成24年から5年間、本市の国際交流員として勤務していただいた（ディシエンツァ・）フランチェスカさんが8月5日をもって退任されました。フランチェスカさんは、イタリア文化講座

や語学講座などの取組を通じ、市民の国際感覚の醸成等に貢献していただいたほか、特に、昨年 11 月にイタリア・キエーティ市との友好都市締結に大変尽力していただいたところでございます。

また、フランチェスカさんの後任として、8 月 3 日に、イタリアから、（マグリャーニ・）サラさんを招致いたしました。

サラさんは、本市における取組として、「イタリア文化を学べるイベント開催」「観光客用のパンフレット作成」など、豊富なビジョンを持っていただいております、今後の活躍を大いに期待しているところでございます。

【天草市との交流連携協定の締結について】

次に、8 月 10 日、熊本県天草市と「交流連携に関する協定」を締結いたしました。

これは、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を有する本市と天草市が、位置的な優位性を活かしながら、観光を軸とした連携事業の実施による交流拡大や地域活性化を目指し、締結したものです。

今後は、まず、世界文化遺産登録候補の構成資産である「崎津集落」と「原城跡」を巡る周遊プランの作成や各種イベントへの共同出店などを計画しております。更に、お互いの地域特性を生かした

取組により交流人口の拡大はもとより、雇用の創出にもつなげていきたいと考えているところでございます。

【心のふるさと交流事業について】

次に、「心のふるさと交流事業」として、8月22日から26日まで、4泊5日の日程で市内各中学校から選ばれた生徒24名を宮城県南三陸町へ派遣いたしました。

子供たちは、被災地の現状・復興の状況を自分の目で見たり、ボランティア活動や南三陸町の子供たちとの心の交流を行うなど、大変貴重な体験をしてまいりました。また、今回の被災地での活動を通して、災害の恐ろしさと災害予防の重要性も学んできたことと思っております。

では、これより、本定例 市議会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回、提案しました議案は、条例関係の議案が2件、補正予算関係議案が平成29年度一般会計補正予算 1件、決算の認定案件が6件、その他の議案が6件、合計15件でございます。

まず、条例関係でございますが、議案第81号は、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 8 2 号は、先ほど申し上げましたとおり、今回の事故に伴い、その責任の所在を明確にするため、私の給料を 1 か月間 1 0 パーセント減額するものでございます。

続きまして、議案第 8 3 号 平成 2 9 年度南島原市一般会計補正予算（第 2 号）は、

- ・ 農業用施設等災害復旧に要する経費
- ・ 小・中学校の施設整備改修に要する経費
- ・ 防犯灯設置補助金の追加及び消防団活動服購入に要する経費
- ・ 児童福祉施設の整備に要する経費
- ・ 農業関係の補助等に要する経費
- ・ 創業促進及び雇用促進に要する経費
- ・ 一般会計の繰上償還に要する経費

などを計上いたしております。

補正予算の総額は、

一般会計 1 3 億 2, 0 1 9 万 4 千円で、

これを現計予算と合算いたしますと、

一般会計 3 3 8 億 2, 0 8 6 万 4 千円

となります。

続きまして、認定に関する議案でございますが、

一般会計と 4 特別会計の平成 28 年度決算につきまして、地方自治法の規定により、議会の認定に付すものでございます。

また、平成 28 年度水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の規定により議会の認定に付すものでございます。

このほかの議案といたしましては、

- ・議会において指定されている専決処分した事項の報告
 - ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成 28 年度南島原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告
 - ・地方自治法の規定による 株式会社 原城振興公社の経営状況の報告
 - ・人権擁護委員候補者の推薦について
- を提案いたしております。

以上、このたび提案いたしました案件の概要を申し上げます。

各議案につきましては、このあと担当部長から説明をさせますので、何とぞ、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。